

# 令和元年度 第4回浜松市環境審議会 会議録

1 開催日時 令和2年2月10日(月) 午前9時00分から午前10時00分

2 開催場所 浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室

3 出席状況

## 審議会委員

×	荒巻 太枝子	静岡県シェアリングネイチャー協会	
○	小名木 秀雄	浜松市自治会連合会	
×	田中 浩之	横浜創英大学 こども教育学部	会長
○	中村 美詠子	浜松医科大学 医学部	
○	野中 正子	浜松市消費者団体連絡会	
×	藤井 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部	
○	藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部	副会長
○	松浦 敏明	静岡県産業廃棄物協会	
○	水谷 洋一	静岡大学 地域創造教育センター	
○	渡邊 記余子	浜松商工会議所	

## 事務局

環境部	影山環境部長、藤田晴環境部参与、藤田信環境部次長(環境政策課長)、 苗村参事(廃棄物処理課長)
環境政策課	嶋野専門監(課長補佐)、足立主幹、北畠主幹、鈴木主幹、今井主任
環境保全課	宮崎課長
ごみ減量推進課	石岡課長、飯田専門監
産業廃棄物対策課	今井課長
廃棄物処理課	鈴木茂収集業務担当課長、石原新清掃工場建設担当課長
南清掃事業所	菅沼所長
平和清掃事業所	齋藤所長
浜北環境事務所	鈴木敏所長
天竜環境事業所	鈴木美所長

4 傍聴者 0名

5 議事内容

- (1) 審議事項① 第2次浜松市環境基本計画(改定版)に係るパブリック・コメントの実施結果及び計画の修正案について
- (2) 審議事項② ごみ減量推進部会の設置について

6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 今井主任

7 記録の方法 発言者の要点記録

8 会議記録 有(公開)

## 1. 開会

### 会議の成立について

事務局（藤田次長） 《配布資料確認》

本日は審議会委員 10 名中 7 名の出席をいただいております、過半数に達しているため、浜松市環境審議会規程第 4 条第 2 項により、審議会が成立する。

これからの議事進行については、浜松市環境審議会規程第 4 条第 1 項により「会長が会議の議長となる」こととなっているが、本日は田中会長が欠席のため、藤本副会長にお願いします。

藤本副会長 審議の前に、本審議会の公開について、各委員の了承をいただきたい。本日の審議会では、個人情報等の非公開情報を審議する予定がないため、議事を公開することにしてよいか。

全委員 (異議なし)

藤本副会長 また、本日の会議録は、事務局で作成し、浜松市附属機関の会議録の作成および公開に関する要綱に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。

## 2. 議事

### 審議事項① 第 2 次浜松市環境基本計画（改定版）に係るパブリック・コメントの実施結果及び計画の修正案について

藤本副会長 それでは、審議事項①「第 2 次浜松市環境基本計画（改定版）に係るパブリック・コメントの実施結果及び計画の修正案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料 1-1～資料 1-2》に基づき説明》

中村委員 資料 1-1P3 にある提案 3 について、提案に対してしっかり修正できていると思うが、資料 1-2 の付属資料を見てみると、私の見落としかもしれないが、関連部局に健康福祉部の記載がない。P15 基本方針 1 「健康で安全な生活環境を保全する都市」の主な施策方向性「大気汚染対策」に「健康影響が生じるおそれがある場合は、速やかに市民・事業者へ周知を行います」と記載されているので、こういったケースの時には、健康福祉部と連携していったらよいのではないかと。これを踏まえて P 付 3 の「大気汚染情報の的確な監視と市民への情報提供」の関連部局に健康福祉部を追加してはどうか。

事務局 現状、健康福祉部の課が担当となる施策が無いと、関連部局に健康福祉部の記載は出てこない。また、資料 1-2P3 に第 2 次環境基本計画の位置づけとして、関連する計画等が記載してあるが、現行の計画ではここに「健康はままつ 21」など、健康福祉部に関連する計画が記載されていたが、今回の改定で全ての計画を記載するのではなく、特に関連する計画のみに整理した。

付属資料の施策の方向性の下に具体的な事業が紐づけされており、それらの事業までは計画には記載していないが、今後、事業についての調査を行い、新たに関連する部局が出てきた場合には追加していく。

藤本副会長 今の付属資料の関連部局について、「環境」とだけ書かれているところが多いが、浮いて見える。どの施策もどこかと関係していると思うが、これらは他の部局とは関連がないということか。どのような意図で書いているのか教えていただきたい。

- 事務局 関連部局については、第2回審議会の資料で示した、施策の方向性に紐づけされている具体的な事業の担当課を基に記載している。例えば、事業の担当課が環境政策課であれば「環境」と記載しており、その中でも、実際には環境政策課と他部局の担当課とで連携しているものもある。
- 水谷委員 資料 1-1P2 提案 1 について、各施策の進捗については関連する計画・ビジョンや政策事業シートで把握をしていると記載があるが、これは公表されているのか。市民が見て、各施策の進捗がわかるような形になっているか。それを見たらわかるから、環境基本計画には書かないということか。
- 事務局 実際には、市の他の計画に位置付けて行っている事業や、それぞれの部局で政策事業シートを毎年作成し、進捗を管理しているものもある。その場合、基本的には他計画や政策事業シートで進捗管理をするので、環境基本計画では記載していない。環境審議会では各事業の進捗状況を報告させていただきたいと考えている。
- 水谷委員 その資料は自由に見ることができるということで良いか。
- 事務局 環境審議会資料や政策事業シートは公開している。
- 松浦委員 市民の立場で言うと、個々の政策事業シートを全て見るのは難しい。毎年環境審議会で評価をしていくと思うので、その時には、地球温暖化対策など個々の計画で施策の進捗管理をしているものがあれば、それらを1年に1回まとめて一覧にしたりすると良い。環境基本計画の関係の施策をチェックしたら、個々の進捗も見れるというようにできれば市民にもわかりやすいと思う。
- 事務局 個々の施策について、どの計画に掲載されているとか、政策事業シートのどこに関連しているのかということについて、今後調査を行う予定である。
- 水谷委員 資料 1-2P12 の基本方針 2 に、資源物のリサイクルは全体としては増加していると記載がある。これは政策事業シートなどを見ればわかることだと思うが、一方で、「民間事業者による資源物回収拠点の増加により、市が行っている資源物の集団回収量は減少しています。」とあるが、このことについてわかるデータはあるか。
- ごみ減量推進課 拠点が何か所あるとか、量がどれくらいといった内容で、民間事業者に対してアンケートを実施している。強制とか義務ではなく、市から依頼をして答えていただき、内部資料としてデータを集めている。
- 藤本副会長 野焼きは廃掃法上禁止されている。資料 1-1P2 要望 1 に対する市の考え方では「野焼きの防止」として盛り込んでいるということだが、なぜトーンが下がったようになっているのか。
- 環境保全課 野焼きについては、日頃から市民からよく問い合わせがあり、原則禁止ではあるが、例外規定についても丁寧に説明させていただき、個々の状況に応じ発生源に対する指導などを行っている。取り組みとしては、広報はままつの10月号や農業委員会が発行している広報誌に野焼きについての記事を掲載している。
- 松浦委員 「禁止」は行為者に対しての言葉で、「防止」は行政の立場の表現であり「禁止されていることはやっちゃいけないよ」ということで行政として防止策を講じるということ

だと思ふ。

野中委員

先ほどの民間事業者による資源物回収拠点の増加について、私たち一般市民からすれば、回収拠点は多い方がよい。市で定めた回収拠点は少ないので、増えることを望んでいる。また、回収物は元々容器包装などのごみなので、業者が回収する方が理想的であり、市の集団回収量が減っていることは好ましいことだと考える。

続いて、資料1-1P3 提案2のマイクロビーズやマイクロカプセルについて、これに対する回答は「対応を検討する」ということであるが、こういうものは事業者が製造する過程で使うのがほとんどであり、私たちがそれを買って使うことはほとんどない。こういうものが使われているというのを説明しただけでは、市民には分かりにくい。専門的なことを書く必要はないが、一般市民がどう考えて対応したらよいかを示せたらよい。海洋プラスチックごみ問題で一番気になっているのが、「レジ袋を有料にすればそれでよいのか。」ということ。プラごみゼロ宣言というのもあるが、どこまでがプラごみなのか。紙だと言われているものにもプラスチックが含まれているものもある。私たち市民にできることは、正しく分別・回収する以前に、ごみを買わないということ。私たちは提案している。そういうことを製造する事業者にも考えてほしい。

ごみ減量推進課

ご指摘のあった箇所は、あくまで事実を書いているものであり、それがダメだと言っているのではない。市としては、集団回収は有効な手段であると考えている。古紙の回収について、過去には民間事業者が撤退したということもあった。このまま民間事業者だけに任せるということではなく、地域の集団回収と共生していかなければいけない。集団回収も継続して、地域でも協力をしていただきたいということも込めた表現としている。民間事業者の回収拠点が增多することがダメだと言っているわけではないことはご了解いただきたい。

事務局

マイクロビーズについては、資料1-1P3にもある通り、まだ国もどう対応していくか発表していない。国から具体的な対応策が発表されたら、主な方向性の下に具体的な事業があるので、そちらの方で市としてどのように取り組んでいくのか検討していきたい。

マイクロカプセルが使われている農薬などについても、畔をしっかりと造って田んぼの外に出ないよう等に等の指導はされているが、それが具体的にどうかというところまでは浸透していない。

小名木委員

資料1-1P2 要望2について、区役所や協働センターに雑がみ回収拠点を増やしていく予定ということだが、高齢などの理由で燃えるごみすら満足に出せない人がいるという現状がある中で、本当に区役所と協働センターなどの市の行政に関係する場所だけで良いのか。

もう一点、資料1-2P 付1の「工場・事業場における排水対策」について、排水というとBODとかCOD、SSなどがあるが、色も問題になる。どこの川とは言わないが、新しい住宅が増えたり、近くに小学校もあるので、もう一度この問題について周知をしていただきたい。数年前に、市議会でも質問されていたと思うが、川の色には基準がないという形で終わっていたと思う。もう一度周知をして対応していただきたい。

佐鳴湖について、以前は一番汚い湖などと言われていた。今は県などと組んでプロジェクトに取り組んでいるようだが、もう一度周知し、きれいな湖だということを発信していったらどうか。

ごみ減量推進課

雑がみの回収拠点について、資料では「予定」となっているが、来年度できるだけ早い時期から実施したい。広報はままつ等でお知らせしていく。

廃棄物処理課                   ご指摘の通り、ごみを出すことが困難だという方についてのご意見はある。全国的に見ても高齢者等のごみ出し支援は、行政が一定の基準を設けてごみ収集をするということで、他都市において、例えば要介護認定を持っているとか、家族がいないとかなどの様々な基準がある。今後増えていく高齢者等への支援は必要なことであり、他都市の状況を見つつ福祉部局と情報収集をしながら進めているところである。

環境保全課                   市では11年前に「浜松市公共用水域等色汚染対策協議会」を設置し、浄化に向けた研究・実証実験を行い、具体的な対策に取り組んできた。この協議会を昨年度末で一度廃止し、新たな形態で取り組みを始めているところである。ご指摘のあった色に対しては市民目線の立ち位置で、環境上の正しい情報を発信していきたい。

佐鳴湖については、近年地元を含めて、地域で目標設定をしたところであり、おおむねその数値に近づいているところである。平成30年度中には、学識経験者等で構成されている佐鳴湖浄化対策専門委員会で、現状の取り組みの評価をしていただき、水質についても今の現状を長期的に維持することが望ましいという意見をいただいている。これを踏まえ佐鳴湖地域協議会の中で来年度からの5年間で新しい取り組みを進めていく。

藤本副会長                   意見が出そろったようなので、審議事項①の審議はこれで終了とする。

### 審議事項②  ごみ減量推進部会の設置について

藤本副会長                   審議事項②「ごみ減量推進部会の設置」について、説明をお願いします。

事務局                        《資料 2-1～資料 2-2に基づき説明》

影山環境部長                審議事項①の中でご意見のあった高齢者等のごみ出し支援など、これから直面していく問題なので、一般廃棄物処理に関わる皆様の問題も盛り込んでいきたいと考えている。

渡邊委員                    自宅で雑がみの分別をやってみたら、排出するごみの量が半分くらいになった。雑がみ分別をやるだけで、ずいぶんとごみ減量につながるなど感じた。

影山環境部長                回収場所についても協働センター等場所を広げていくので、そのあたりもPRしていきたい。

中村委員                    以前の審議会でトイレットペーパーの芯について意見をしたら、庁舎のトイレに芯を資源物として回収する旨のチラシやBOXができていて、市民の教育になって良い。

ごみ減量推進課             ご意見いただいてからさらに発展し、現在は、芯なしのトイレットペーパーを使うようにシフトしている。

藤本副会長                   意見が出そろったようなので、審議事項②の審議はこれで終了とする。

### 3. 閉会

事務局（藤田次長）        本日は、長時間にわたりご審議いただくとともに、貴重なご意見を賜わりお礼申し上げます。以上で本日の環境審議会を終了とする。